



株式会社マネジメントセンター

茨城県水戸市住吉町 68-1

NEW108ビル 202号室

Tel029-246-4671 Fax029-246-4672

編集責任者：松本幸雄

今月号のニュース

1. 「RoHS指令」とは？
～特定有害物質使用禁止指令～
2. 「JIS Q 15001」2006年版への改訂

「RoHS指令」とは？

2006年7月1日より適用される「RoHS指令」が今注目を集めています。最終製品がヨーロッパなどへ輸出されている場合には、確実に規制の対象になるため、中小企業といえども“知らん顔”は出来なくなってきたようです。

そこで、今回は「RoHS指令」の内容を簡単に紹介します。

(1) 「RoHS指令」の概要

「RoHS指令」とは、EU（欧州連合）が2003年1月27日に制定し、同年2月13日に発効した「特定有害物質使用禁止指令」のこと。

RoHS
Restriction of the use of certain Hazardous Substances in electrical and electronic equipment

規制自体は2006年7月1日より適用されることになっており、ヨーロッパのEU加盟諸国は各国とも国内法の整備を進めている。

(2) 「RoHS指令」の目的

「RoHS指令」の目的

「RoHS指令」の目的とは、有害物質を含んだ製品の販売を防止することです。また、WEEE指令（電気器具の回収・リサイクルを進める指令）により、電子・電気機器の廃棄処理で「ヒト」と環境への悪影響を防止することも狙いと



なっています。

「RoHS指令」での使用禁止物質
「RoHS指令」では、電気・電子機器における以下の物質の使用を禁止しています。

- ・鉛
- ・水銀
- ・カドミウム
- ・六価クロム
- ・ポリ臭素化ビフェニール（PBB）
- ・ポリ臭素化ジフェニールエーテル（PBDE）

(3) 規制対象商品

「RoHS指令」での規制対象商品は以下の通り。

	製品の種類	RoHS 適用製品
1	大型家庭用電気製品	
2	小型家庭用電気製品	
3	情報技術・電気通信危機	
4	消費者用機器	
5	照明器具	
6	電気・電子工具（大型据付け型工具を除く）	
7	玩具並びにレジャー、スポーツ器具	
8	医療関連機器	適用除外
9	モニター及び制御用機器	適用除外
10	自動販売機	

(4) その他の規制

「RoHS指令」「WEEE指令」と並んで、「使用済み自動車に関する欧州議会および理事指令(ELV)」も発効されており、日本でヨーロッパに輸出しているほとんどの製品が規制を受けることとなります。

以上のことから、今後の産業界の環境への取り組みは、地球温暖化の要因といわれる二酸化炭素(CO₂)排出量の低減対策から環境ISOの認証取得、グリーン購入など多岐に渡って実践していくことが必要です。

(5) 今後の課題

中小・零細企業であっても、取引先が輸出関連の業務に携わっていくことがあれば、当然同程度の管理を求められます。

既に、製品に関する内容変更を強いられたり、製品に使用されている物質の問い合わせがあったりする企業は少なくありません。

国内製造業のあり方も、今後は環境への更なる関心と共に、大きく変化していきます。それに対応できる中小・零細企業が今は求められています。

その結果、ISO9001/14001などの具体的な社内の仕組みが重要視されています。



1. JIS Q 15001 : 2006年版の発行

昨年4月より施行された『個人情報保護法』に連動し、個人情報保護の仕組みである「プライバシーマーク」の取得が様々な業種で申請されています。

その仕組みを作る元となっているのが「JIS Q 15001 : 1996」(旧JIS)でした。

今回、そのJIS規格が見直され、新たに2006年版(新JIS)として先月の5月20日に改正されました。

2. 新規格への移行スケジュール

新規格への対応については、下記スケジュールが発表されています。2008年の11月19日までに、2006年版への移行完了が求められています。それ以降は1999年版の廃止となります。

JIS Q 15001 移行スケジュール

制定日を起算として6ヶ月間を新JISに対応する為の整備の期間(経過措置期間)とする。この間は、新旧どちらの規格でも申請すること

が出来ます。(但し、11月17日(金)までに、申請書が受理されている場合)

注意事項

個人情報保護のマネジメントシステムが構築され、実際に運用しその状況を監査して必要な見直しが行われている事が条件と成っています。

2006年5月20日 : 2006年版の改正

経過措置期間 6ヶ月
1999年版、2006年版どちらでも可

2006年11月17日

新JISへの移行期間 24ヶ月
2006年版での申請のみ

2008年11月19日 : 2006年版へ移行完了

3. 詳細問い合わせ

上記以外の詳細については、日本情報処理開発協会(JIPDEC)プライバシーマーク事務局あてにお問い合わせ下さい。

プライバシーマーク事務局

TEL : 03-3432-9387

FAX : 03-3432-9414

内部監査員養成講座開催のお知らせ

ISO9001 6月27日(火)、28日(水)

ISO14001 7月25日(火)、26日(水)

詳細は当社までお問い合わせ下さい。

株式会社マネジメントセンター

セミナー受付窓口(担当:大槻)

TEL029-246-4671 FAX029-246-4672

e-mail office2@isommc.com

㈱マネジメントセンターへの、
ご意見、ご質問をFAX又はメールで
お寄せ下さい!

FAX : 029-246-4672

Mail : info@isommc.com